

長期にわたる教育課程の履修に関する規程

改正 [平成18年 3月 2日
規程 第 3号]
平成26年 3月 20日
規程 第 4号
平成27年 3月 11日
規程 第 4号
平成31年 4月 19日
規程 第 15号
令和 3年 7月 1日
規程 第 34号
令和 3年 8月 10日
規程 第 39号

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿屋体育大学学則（以下「学則」という。）第30条の2及び第49条の2の規定に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

(対象となる学生)

第2条 長期履修を願い出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間の最長年限は、学則第15条第1項及び第39条に規定する在学年限の範囲内とする。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（別紙様式1）を学長に申請するものとする。ただし、大学院については、別に定める期間内に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

（履修期間の変更）

第6条 長期履修学生で履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める期間内に長期履修期間短縮申請書（別紙様式2）を学長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て、学長が許可する。

3 履修期間の延長については原則として認めないが、長期履修期間中に休学が許可された場合に限り、許可された休学期間分のみを延長する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月2日から施行する。

附 則（平26.3.20規程第4号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.11規程第4号）

この規程は、平成27年3月11日から施行する。

附 則（平31.4.19規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令3.7.1規程第34号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令3.8.10規程第39号）

この規程は、令和3年 月 日から施行する。

長期履修申請書

ふりがな 氏 名 (学籍番号)	(署名)
課 程	

鹿屋体育大学長 様

下記の理由により、長期履修を希望したいので申請します。

令和 年 月 日

[入学後の研究計画概要]	
[入学年度]	令和 年度
[長期履修計画年数]	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
[長期履修の必要性・長期履修計画]	

指導教員の意見	指導教員氏名 _____ (署名)
---------	-------------------

※入学後1年を超えて長期履修を申請する場合は、別途理由書(様式任意)を添付すること。

別紙様式2（第6条関係）

長期履修期間短縮申請書

ふりがな 氏名 (学籍番号)	(署名)
課程	

鹿屋体育大学長 様

下記の理由により、履修期間を短縮したいので申請します。

令和 年 月 日

[入学年度]	令和 年度
[許可済みの長期履修期間]	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
[長期履修計画年数]	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
[履修期間の短縮理由]	

指導教員の意見	指導教員氏名 _____ (署名)
---------	-------------------